

新型コロナウイルス感染症の感染者（市立小中学生・高校生・教職員等）が
発生した場合の対応方針について （令和4年8月改定版）

R 4. 8. 29 静岡市教育委員会

はじめに：対応方針を見直すにあたっての考え方

本市のこれまでの対応については、令和3年9月1日に策定した対応方針に基づき判断を行ってきた。

令和4年8月19日に、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドラインの改定について」が示されたため、その内容に応じた対応を検討した。

この通知の基本的な考え方は、これまでの本市の方針と大きく異なることはないが、具体的な内容について、その一部を改め、令和4年8月29日以降、この方針を運用する。

〔見直し箇所は下線部分〕

1 保健福祉長寿局との連携

教育委員会は、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合に備えて、保健福祉長寿局との情報共有等により連携して対応する。

2 感染拡大防止における方針

学校において感染者が確認された場合には、当該校は、（１）公衆衛生上の対策、（２）感染者が出た学校及び生活圏の混乱の収束、（３）人権保護の3点について留意し、対応する。

（１）公衆衛生上の対策

- ・当該校は、感染者等を医療機関、検査機関、健康観察につなげるとともに、他の児童生徒を一定期間、自宅生活にとどめて、学校で感染が拡大しないようにする。臨時休業が長期化する場合は、可能な範囲で登校日を実施して、児童生徒一人ひとりの心身の状況を把握する。
- ・当該校は、感染者の行動履歴を把握し、濃厚接触者の特定を行う。濃厚接触者の特定を行う場合は、感染者と接触したことをもって直ちに特定するのではなく、周辺の環境や接触の状況等個々の状況から感染者の感染性を総合的に判断する。
- ・教育委員会は、保健所と連携して、学校内外のいずれで感染したかを判断し、臨時休業の範囲や期間等を検討する。

（２）感染者が出た学校及び生活圏の混乱の収束

- ・当該校は、再開するまでの行程や再開に向けた感染対策について、必要に応じ、PTA、学校評議員会、自治会に説明し、理解と協力を得て実施する。

（３）人権保護

- ・教育委員会は、児童生徒や保護者などに対して感染者に対する差別、偏見、誹謗中傷が生じないように、人権保護の視点に立って、思いやりのある言動をとっていただくよう理解と協力を求める。
- ・教育委員会は、感染者及びその家族、また、当該校に通う児童生徒に対する差別、偏見、誹謗中傷が生じないように個人情報秘匿を厳守する。
- ・教育委員会は、必要に応じて、当該校に対してスクールカウンセラーや緊急サポートチームを派遣して、心のケアにあたる。
- ・当該校は、感染者及びその家族の意向を尊重して登校後のケアのための方針等

を決定する。

- ・当該校は、再開後の児童生徒の人権保護・いじめ防止の対策を検討して、PTA、学校評議員会、自治会等に説明し、理解と協力を得て実施する。

3 学校で感染が確認された場合の対応

(1) 校内での感染者が1人で、かつ、校内での濃厚接触者がいない場合

- ・感染者は治癒するまでの期間、出席停止とする。
- ・当該校は、保健所が行う感染者の行動履歴の把握のための調査に協力する。
また、感染者の行動履歴に基づき校内の消毒作業を行う。
- ・学校の教育活動を継続する。
- ・学校再開後の感染対策及び人権保護の対策や支援を決定する。

(2) 校内での感染者が複数又は複数となる可能性が考えられる場合

- ・感染者は治癒するまでの期間、濃厚接触者は最終曝露日（感染者との最終接触等）から5日間（6日目解除）出席停止とする。（ただし、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は3日目から解除が可能）
- ・学校内の活動を起因とするものか否か、また、感染者と他の児童生徒との接触の状況等に応じて、臨時休業等の必要の有無を個別に判断する。
- ・学校内での感染拡大が疑われる場合には、原則として、当該校において必要最低限の範囲で臨時休業とし、児童生徒への感染状況の有無等を確認する。

4 臨時休業の実施等について

(1) 臨時休業の判断

児童生徒等の感染が確認された場合は、校長が感染者及び濃厚接触者を出席停止とする。また、教育委員会が保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて、臨時休業の要否を判断する。

学校の臨時休業の範囲及び期間については、上記2「目的」に基づいて決定するが、市内における①感染の状況（感染者数）、②医療提供体制（重症者・軽症者のための病床数等の確保）、③監視体制（PCR等の検査体制）を考慮して、把握した全体像の状況によって、学校内で、感染が拡大している可能性がある場合には、保健所等と相談し、学級や学年単位など必要最低限とする。臨時休業の期間中においても、児童生徒の心身のケアや学習保障に努める。

(2) 臨時休業の期間

- ・臨時休業期間については、概ね数日～5日程度（土日祝日を含む。）を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。
- ・クラスター発生の場合についても、保健所等と相談し、当該校の感染状況等を見極め、必要最低限の臨時休業の範囲や期間を判断する。
- ・感染状況により、臨時休業の終了または延長、短縮などに対応する。
（更新があった場合は、それに基づき対応していく。）

(3) 臨時休業の範囲

ア 学級閉鎖

次のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

- ①同一の学級において複数の児童生徒の感染が判明した場合
- ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有するものが複数いる場合

③その他、設置者で必要と判断した場合

※ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。

○ 上記において、「複数」としている趣旨は、人数に着目したものではなく、学級内における感染拡大を防止する観点であることから、例えば、同一の学級において、複数の児童生徒等の感染が確認された場合であっても、その児童生徒等の間で感染経路に関連がない場合やそのほか学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合については、学級閉鎖を行う必要はない。

○ 学級閉鎖の期間としては、概ね数日～5日程度（土日祝日を含む。）を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

ただし、上記において未診断の風邪等の症状を有する者や濃厚接触者の検査の陰性が確認できた場合等には、当該期間を短縮するなど、柔軟な対応を行うことが可能である。

イ 学年閉鎖

複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

ウ 学校全体の臨時休業

複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

5 個人情報等の保護

感染者及びその家族、当該校に通う児童生徒が安心して生活できるようにするため、本市において児童生徒が感染者となった場合、保健所の公表においては、小学生・中学生・高校生の区分などを含めて、感染者及びその保護者の意向に配慮していただく。また、教育委員会では、学校名などを公表しないこととする。

報道関係者にもこの趣旨を説明して、公表を自制するよう要請する。

なお、学校でクラスターが発生した場合の公表等については、令和3年9月1日改訂の「新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生した場合の公表及び対応について」による。

6 臨時休業中の児童生徒への支援

(1) 児童生徒の心のケア

- ・継続的な支援が必要な児童生徒に対しては、電話連絡や家庭訪問・ICTの活用等により、心身の健康状況を把握する。特に、要保護児童対策地域協議会に登録された児童生徒については、スクールソーシャルワーカーや児童相談所と連携し、必要な支援を行う。
- ・悩みや不安を抱える児童生徒に対して、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員が相談に応じる。

(2) 児童生徒の学習支援

児童生徒に指導計画を踏まえた家庭学習を課すことにより、学びを保障する。

- ・発達段階に応じて、ICTや学習プリントを活用した課題を提示するとともに児童生徒一人ひとりの実施状況を把握し、支援を行う。
- ・クロムブックを活用して、個別の課題に取り組みせたり、オンライン授業を配

信したりする。

(3) 児童生徒の居場所の確保（一時預かり）

臨時休業中（1、2日程度の短期のものも含む）に家庭での見守りができない児童生徒については、当該校において、消毒作業が完了している特別教室や体育館などの場所にて一時預かりを実施する。

7 教職員等が感染した場合（会計年度任用職員等を含む）

(1) 基本的な対応

・教職員本人が感染した場合については、「新型コロナウイルスに係る職員の対応等について」（令和4年7月26日付け04静総人第1584号）を参照。

・教職員の家族が感染し、教職員本人が濃厚接触者となった場合の出勤可能要件については、「新型コロナウイルスに係る職員の対応等について」（令和4年3月30日付け03静教教職第5929号、令和4年8月8日付け04静教教職第2377号）を参照。

（更新があった場合は、それに基づき対応していく。）

(2) 報告体制

・教職員本人が所属校校長へ、校長は教職員課長へ報告する。

<報告の対象とするケース>

- ・教職員本人やその家族が感染した場合
- ・教職員本人やその家族が濃厚接触者となった場合
- ・教職員本人やその家族がPCR検査等を受けることになった場合及び検査果が判明した場合

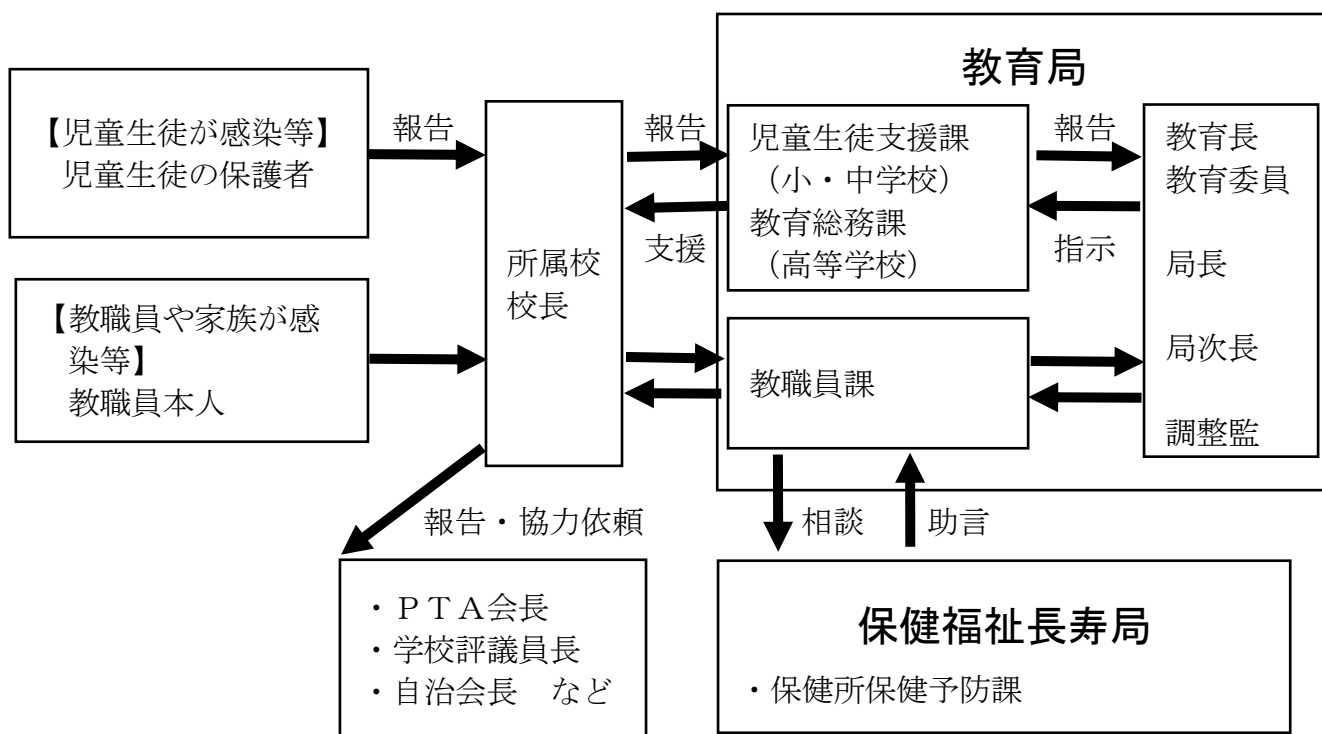
(3) 教職員等の勤務サービス

- ・教職員本人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合
 - ・教職員本人やその家族が濃厚接触者となった場合
- } 特別休暇
(事故等による出勤困難)

(4) 教職員等に感染者が出た場合の公表

・当該校の児童・生徒の人権保護の観点から、学校名は公表しないものとする。

8 連絡体制



※ 小・中学校から児童生徒支援課への報告対象：児童生徒が濃厚接触者又は感染者となった場合